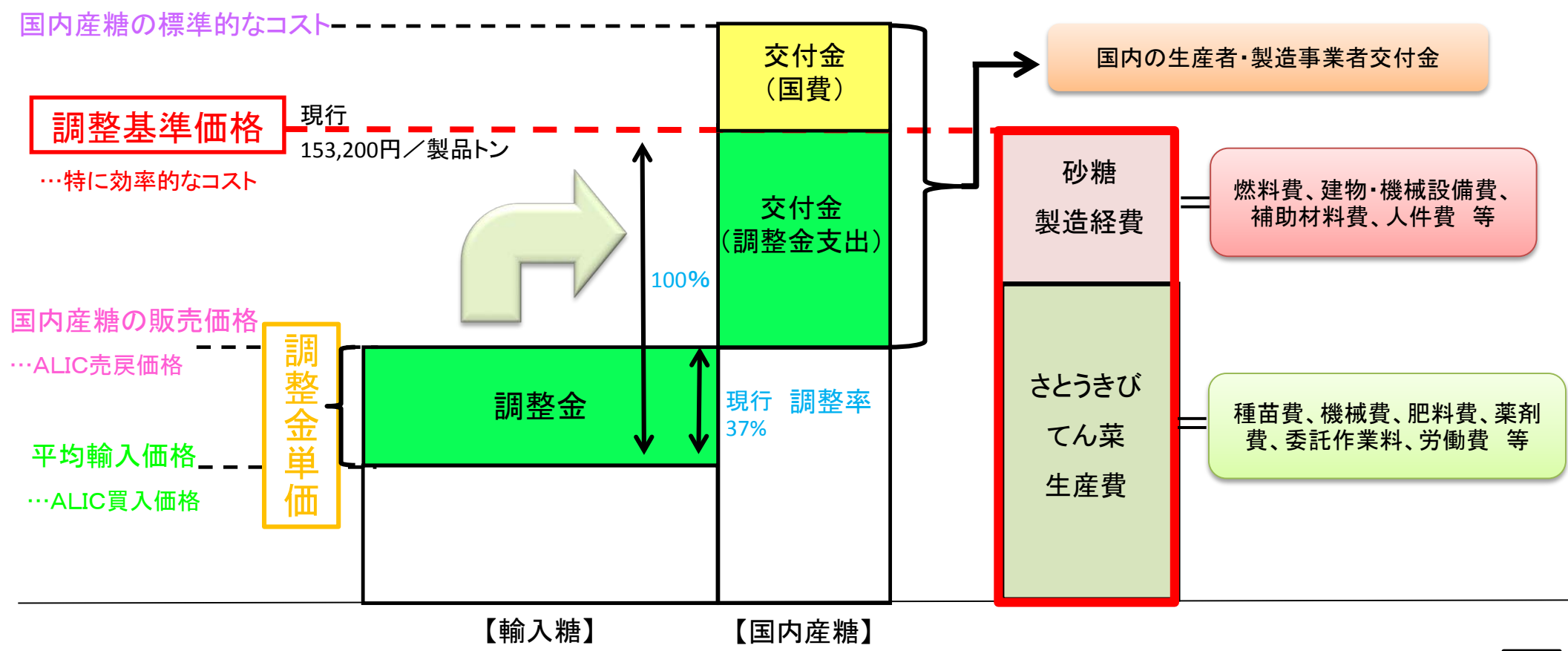


# 糖価調整法の改正について

平成30年7月

# 1. 砂糖の価格調整について

- ◆ 「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(糖価調整法)」に基づき、国内産糖と輸入糖との大幅な内外価格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が、
- ① 輸入糖から調整金を徴収(輸入者から平均輸入価格で買い入れ、調整金を上乗せして売り戻し)するとともに、
  - ② 調整金と国費を財源として、甘味資源作物(さとうきび・てん菜)生産者や国内産糖製造事業者に、生産コストと販売額の差額分について、交付金を交付することにより、糖価調整制度の安定的な運営を図るとともに、甘味資源作物の持続的な生産の基盤を確保。



- ◆ 輸入される加糖調製品については、砂糖と競合関係にあることから、糖価調整法を改正し、新たに糖価調整制度による調整金徴収の対象に追加。
- ◆ 輸入加糖調製品から徴収した調整金を財源として、国内で生産される砂糖の製品価格を下げることにより、競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図るとともに、甘味資源作物の持続的な生産の基盤を確保。

## I. 定義規定

## ◆新糖調法第2条第5項

- 制度対象に追加する加糖調製品について、「砂糖を使用した輸入される調製品であって、砂糖との用途の競合の状況に鑑み、国内産糖の安定的な供給に影響を及ぼすおそれがあると認められるものとして政令で定めるもの」と定義。
- 含糖率50%以上のコア調製品や粉乳調製品等を対象とする。

## II. 価格調整措置

## ◆新糖調法第2章第3節

- 輸入加糖調製品の輸入業者等から、機構が当該輸入加糖調製品を買い入れる。
  - 調整金を賦課した上で輸入業者等へ売り戻すことで、調整金を徴収。
- ※ 加糖調製品から調整金を徴収するに当たり、これに含まれる砂糖(「加糖調製品糖」という。)を基準として調整金単価の算定を行う。

## III. 軽減額

## ◆新糖調法第9条

- 輸入加糖調製品から徴収した調整金を財源として、輸入に係る粗糖の機構の売戻価格を引き下げる(調整金を軽減する)。

## IV. 機構業務

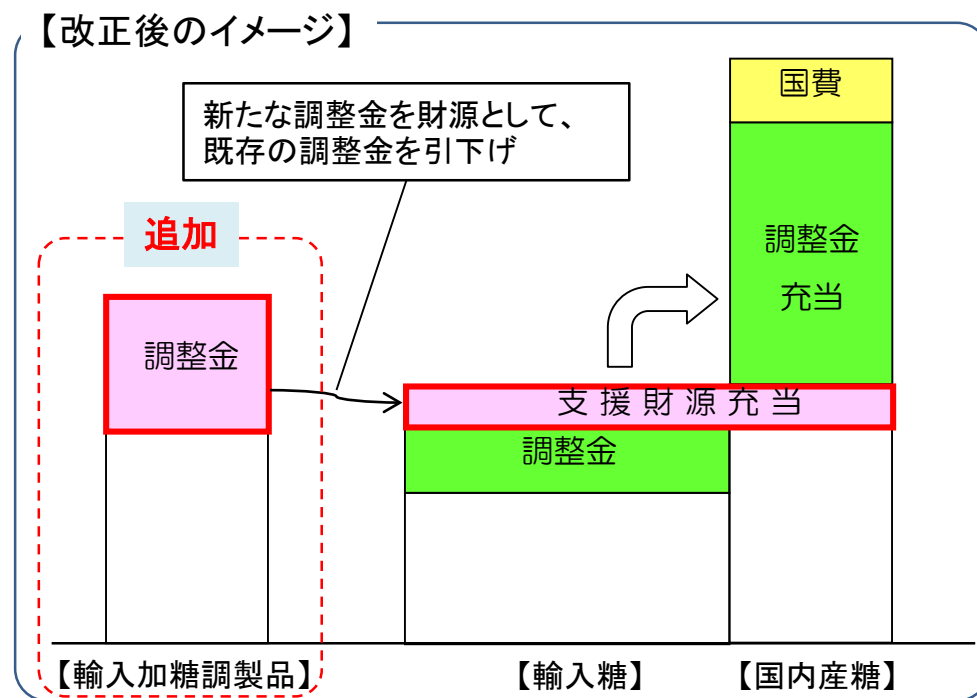
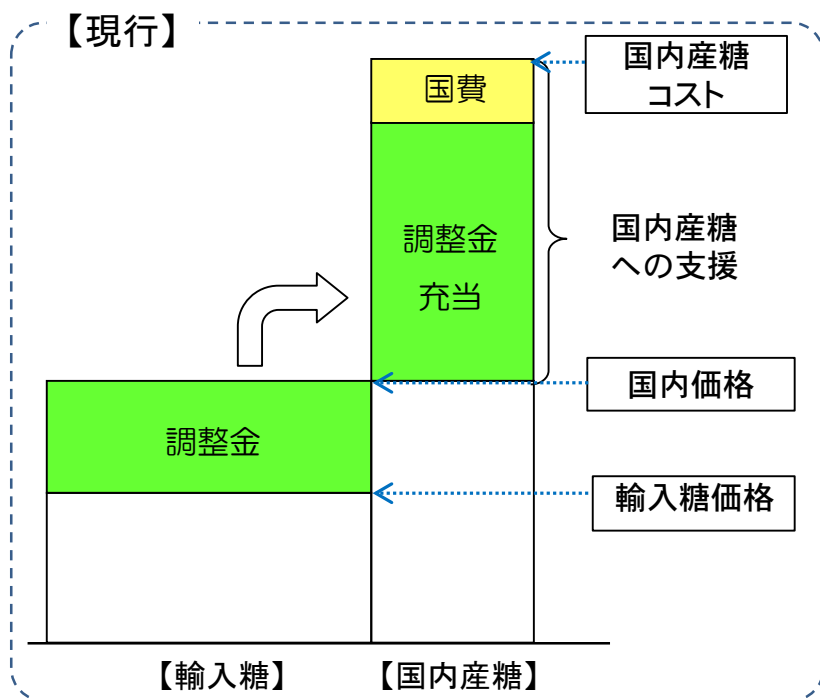
## ◆新機構法第10条第5号ハ

- 輸入加糖調製品を機構による買入れ及び売戻しの対象とすることから、機構の業務として、輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを追加する。

**国内で生産される砂糖の競争力強化**

### 3. 輸入加糖調製品と砂糖の価格調整について

- ◆ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。



## 4. 機構売買の対象となる輸入加糖調製品

◆ 砂糖との用途の競合の状況を鑑み、以下の20ライン（含糖率50%以上のもの）が、機構売買の対象。

関税暫定措置法上の記載	現行HSコード	品目概要
一 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第一八〇六・一〇号の一に掲げるもの	180610100	ココア粉 (製菓、飲料用原料等)
二 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・二〇号の二の(-)に掲げるもの	180620111 180620190	2kg超のココア調製品 (製菓、飲料用原料等)
三 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・三二号の二の(-)に掲げるもの	180632211	2kg以下のココア調製品で、塊、板、棒状のもの (製菓、飲料用原料等)
四 関税暫定措置法別表第一第一八〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げるもの	180690211	2kg以下のココア調製品で、塊、板、棒状のもの以外 (製菓、飲料用原料等)
五 関税暫定措置法別表第一第一九〇一・九〇号の二の(-)のAの(b)に掲げるもの	190190219	育児用・ベーカリー用以外の乳製品調製品 (製菓、飲料用原料等)
六 関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・四〇号の一の(二)に掲げるもの	200540190	調製したえんどう (うぐいす餡等)
七 関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・五一号の一の(二)に掲げるもの	200551190	調製したささげ、いんげんまめ属の豆 (あんこ等)
八 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一一号の一に掲げるもの	210111100	コーヒーのエクス、エッセンス及び濃縮物 (コーヒー飲料、製菓用原料等)
九 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の一の(-)に掲げるもの	210112110	コーヒーのエクス、エッセンス及び濃縮物をもととした調製品(インスタントコーヒー粉末等)
十 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の二の(二)のAの(b)に掲げるもの	210112246	コーヒーをもととした調製品 (製菓用ペースト等)
十一 関税暫定措置法別表第一第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げるもの	210120246	茶、マテをもととした調製品 (飲料用原料等)
十二 関税暫定措置法別表第一第二一〇六・一〇号の二の(-)のBに掲げるもの	210610219	たんぱく質調製品 (栄養補助食品原料等)
十三 関税暫定措置法別表第一第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)に掲げるもの	210690251 210690281 210690282 210690283 210690284 210690510 210690590	ソルビトール調製品等その他調製品 (甘味料、製菓、製パン、飲料用原料等)

## 5. 機構売買を要しない輸入加糖調製品

◆ 一方、関税が軽減又は免除される輸入加糖調製品については、機構売買を要しない。

	該当条項	法令上の記載概要	具体例
1	法律第18条の2	関税定率法第14条の規定により関税が免除されるものである場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皇族の用に供されるもの</li> <li>・旅行者の旅具</li> <li>・課税価格の合計額が1万円以下のもの (HS2106.90-281、2106.90-282、2106.90-283、2106.90-284、2106.90-510及び2106.90-590に該当するものを除く) 等</li> </ul>
2	政令第24条の4第1項	関税定率法第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定により関税が免除されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の大使や公使の携行品</li> <li>・保税地域内で製造している製品につき、納期限内に輸出するために仕方なく国内産品を原料に用いた場合において、当該国内産品の代替として輸入するもの 等</li> </ul>
3	政令第24条の4第2項	関税定率法の付表第1又は付表第2の関税の率の適用を受けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一個又は一組の課税価格が10万円以下の携行品又は別送品</li> <li>・輸入貨物の課税対象となる価格の合計額が20万円以下のもの (関税番号の上6桁が1901、2101、2106に該当するものを除く)</li> </ul>
4	政令第24条の4第3項	関税暫定措置法第8条の2第3項の規定によりその関税が無税とされるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別特惠受益国(特惠受益国等のうち、後発開発途上国とされるときともに関税暫定措置法施行令第25条第3項で定める国)を原産地として製造されたもの</li> </ul>
5	政令第24条の4第4項	関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種FTA及びEPA(2国間又は多国間)に規定される関税割当てにより輸入されるもの</li> </ul>
6	政令第24条の4第5項	関税暫定措置法別表第二の関税の率の適用を受けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特惠受益国等(発展途上国のうち関税暫定措置法施行令別表第1で定める国)を原産地として製造されたもののうち、HS2101.11-100、2101.12-110、2106.90-251に該当するもの</li> </ul>
7	政令第24条の4第6項	日米地位協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第6条の規定により関税が免除されるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国軍隊の公用品として米国軍隊の権限ある官憲が証明したもの</li> <li>・米国軍隊の構成員等の携行品 等</li> </ul>
8	政令第24条の4第7項	TPP11協定附属書2-D一般的注釈4(r)又は(d dd)の規定により関税の譲許の便益の適用を受けるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP11加盟国から輸入される、HS2101.11-100、2106.10-219及び2106.90-283に該当するもの</li> </ul>

現行の糖価調整制度を維持した上で、輸入加糖調製品については

- ◆ 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。  
(計6.2万トン(当初) → 9.6万トン(品目毎に6~11年目以降))
- ◆ 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。
- ◆ 関税割当数量内については、機構の売買対象外(前頁のNo. 5参照)。

関税割当枠の例(全体は、[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-2\\_hinmoku\\_beibaku\\_kanmi\\_bessi\\_hs2012.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/2-2_hinmoku_beibaku_kanmi_bessi_hs2012.pdf) 参照)

	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
			TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 29.8%→14.9%	(発効時) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 28%→16.8%	(発効時) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜたもの (含糖率約8割)	(現行) (11年目) 29.8%→17.9%	(発効時) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(発効時) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン